

(仮称) 横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための 条例について

いわゆる「ごみ屋敷」の問題は全国的にも広がり、本市においても発生件数が増加傾向にあります。現行の法令では対策が難しく、解決には長時間要することが多々あり、問題が長引けば長引くほど近隣住民の生活環境は損なわれていきます。

このようなことから、本市議会では、生活上の諸課題の解消による根本的な解決と再発防止を目指すため、条例の検討を行うこととしました。

1 いわゆるごみ屋敷とは

ごみなどが家屋内や屋外に積まれることによって、害虫やねずみ又は悪臭が発生し、火災の発生又は物の崩落のおそれの危険性が生じるなど、本人や近隣の生活環境が損なわれている状態にある建築物やその敷地を指します。

2 根本的な解決と再発防止のための支援

「ごみ屋敷」が発生する原因は、認知症や生活意欲の喪失が原因となっている場合があります。何らかの理由で身の回りのことをしなくなり、SOSの発信力も低下した「セルフネグレクト（自己放任）」の状態に陥ってしまった人たちに対し、ごみを片付けるだけではなく、市と関係機関や地域住民が連携して福祉的な支援や地域の見守りなど、一歩前に進んで手を差し出し、本人に寄り添った支援を行います。

3 この条例でできること

調 査	福祉的支援
解消に向けて必要がある場合、次の調査が行えます。 ・家屋内（※1）、外の物の堆積状況 ・建物等の使用・管理状況 ・堆積した本人の親族関係や福祉サービスの利用状況 ・当該建物の所有関係	ごみを溜めた人が自らその状況を解消できるように、行政が本人に寄り添った福祉的な支援を行います。（以下、想定される支援） ・保健師、ケースワーカー等の訪問による支援 ・情報提供による支援
ごみの排出の支援	措 置
本人が片づけに同意したものの、自らその解消ができない場合に、行政がその片づけを支援することができます。	行政による支援や再三の働きかけにも応じないケースでは指導・勧告・命令・公表・代執行（※2）と措置を講じることができます。

※1 基本的に本人の同意が必要となります。

※2 代執行は、代執行法において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときに限り可能とされています。

4 解消に向けた流れ

具体的な業務の流れについては、条例素案を基に部局間で調整を行うこととなりますので、現時点では詳細未定です。

